

令和6年度若桜町一般会計当初予算における引上げ分の地方消費税交付金
(社会保障財源分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日からの消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされています。

(歳入) ・地方消費税交付金	68,752 千円
(うち社会保障財源分)	39,464 千円
(歳出) ・社会保障施策に要する経費	827,957 千円
(うち一般財源)	592,606 千円

【社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	うち社会保障財源分化の地方消費税交付金
			国県支出金	地方債	その他		
社会福祉費	社会福祉総務費	158,082	35,756	1,800	1	120,525	8,026
	老人福祉費	142,696	7,876		3,143	131,677	8,769
	特別医療対策費	17,373	7,976		1,081	8,316	554
	障がい者福祉費	127,265	88,851			38,414	2,558
	社会福祉施設費	21,198	6,994		27	14,177	944
	国民年金事務費	180				180	12
	地域福祉センター運営費	10,654				10,654	710
	包括支援センター運営費	4,107	176		2,845	1,086	72
	後期高齢者医療事務費	87,909	15,671			72,238	4,811
児童福祉費	児童福祉総務費	78,428	13,983	1,400	14	63,031	4,197
	児童措置費	19,628	16,546			3,082	205
	ひとり親家庭福祉費	12,716	6,890		700	5,126	341
	児童福祉施設費	47,736	648	9,400	1,232	36,456	2,428
保健衛生費	保健衛生総務費	49,137	440		6,698	41,999	2,797
	予防費	18,724	755			17,969	1,197
	母子衛生費	4,732	1,721		3	3,008	200
	健康増進事業費	23,009	2,354		370	20,285	1,351
	保健衛生施設費	4,383				4,383	292
合計		827,957	206,637	12,600	16,114	592,606	39,464